

平成 27 年 10 月 1 日 開会

平成 27 年度 第 8 回紫波町教育委員会臨時会会議録

紫波町教育委員会

平成 27 年度 第 8 回紫波町教育委員会臨時会会議録

1	日 時	平成 27 年 10 月 1 日 午後 4 時から午後 4 時 15 分				
1	場 所	紫波町役場 会議室 304				
1	出席委員	委 員	高 橋 榮 幸	君		
		委 員	森 田 英 仁	君		
		委 員	松 川 久 美	君		
		委 員	滝 澤 真千子	君		
		教 育 長	佐 美 淳	君		
1	説 明 員	教育部長	森 川 一 成	君		
		生涯学習課長	石 川 和 広	君		
		国体推進課長	八重嶋 靖	君		
		学校給食センター所長	俵 正 行	君		
		学務室長	葛 博 之	君		

付議事件

- 日程 1 「仮議席の指定について」
- 日程 2 「会期の決定について」
- 日程 3 選挙第 1 号
「紫波町教育委員会委員長の選挙について」
- 日程 4 指定第 1 号
「紫波町教育委員会委員長職務代理者の指定について」

議事の概要

(開会 午後 4 時)

- 森川教育部長
ご苦勞様でございます。
会議を始める前に、事務局から連絡がございます。
このたび、滝澤委員におかれましては、9 月 24 日町議会において教育委員として同意を得られ、本日付けで、町長より紫波町教育委員の辞令が交付されましたことをご報告申し上げます。
- 滝澤委員
このたび、教育委員を務めさせていただきます滝澤真千子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 森川教育部長
(委員紹介・事務局紹介)
これから臨時会をお願いするところではありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第 2 条第 2

項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第12条に規定する委員長並びに委員長職務代理者が任期満了により不在でありますので、委員長が選挙されるまでの間、前委員長の高橋委員に会議を進行していただくことについて、委員の皆様方のご了承をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○ 森川教育部長

それでは、委員の皆様方のご了承をいただきましたので、高橋委員に会議の進行をお願いいたします。

○ 高橋委員

ただいま教育部長から説明があったとおりでございますので、同法第12条第1項の規定により委員長が選挙されるまでの間、会議を進行させていただきます。

○ 高橋委員

これより会議を開きます。

本日の出席者は5名でございますので、会議は成立いたしました。

本日の会議日程は、あらかじめ皆様方に配付されているとおりでございます。それでは、ただ今から平成27年度第8回紫波町教育委員会臨時会を開会いたします。

○ 高橋委員

日程第1、「仮議席の指定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

仮議席につきましては、ただいま着席の議席といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○ 高橋委員

異議なしと認めます。よって、仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

○ 高橋委員

次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○ 高橋委員

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○ 高橋委員

次に、日程第3、選挙第1号「紫波町教育委員会委員長の選挙について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 佐美教育長

委員長の任期満了に伴い、後任の委員長を選挙しようとするものであります。これがこの選挙を行う理由であります。

なお、委員長の選挙に関しましては、改正前の紫波町教育委員会会議規則第6条中、第1項「委員長の選挙は、会議において単記無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。」、第3項「委員に異議がないとき

は、第1項の選挙につき指名推薦の方法を用いることができる。」という規定があり、単記無記名投票又は指名推薦によることになっております。

- 高橋委員
ただいま、提案理由と選挙方法について説明がありました。
お諮りいたします。
委員長の選挙方法については、単記無記名投票又は指名推薦によることになっておりますが、どちらの方法がよろしいでしょうか。
- 松川委員
指名推薦の方法がよろしいかと思えます。
- 高橋委員
松川委員から、指名推薦による方法が良いというご意見がありましたが、その他のご意見はございませんか。
（「なし」の声あり）
- 高橋委員
その他には無いようでございますので、お諮りいたします。
委員長の選挙の方法について、指名推薦で行うことにご異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
- 高橋委員
異議なしと認めます。よって、委員長の選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。
それでは、推薦をお願いいたします。
- 松川委員
高橋委員を推薦いたします。
- 高橋委員
ただいま、松川委員から、私、高橋が推薦されました。
その他に推薦される方はいらっしゃいませんか。
（「なし」の声あり）
- 高橋委員
それでは、お諮りいたします。
私、高橋を委員長の当選人とすることに、ご異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
- 高橋委員
異議なしと認めます。よって、私が紫波町教育委員会委員長の当選人と決定いたしました。
- 高橋委員長
それでは、会議を続けます。
日程第4、指定第1号「紫波町教育委員会委員長職務代理者の指定について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 佐美教育長
委員長職務代理者の任期満了に伴い、後任の委員長職務代理者を指定しようとするものであります。これがこの選挙を行う理由であります。
なお、改正前の紫波町教育委員会会議規則第7条第1項において「委員長職務

代理者は、あらかじめ1人を指定するものとし、その選任方法については、前条の規定を準用する。」と規定されておりますので、単記無記名投票又は指名推薦によることになっております。

- 高橋委員長
ただいま、提案理由と選挙方法について説明がありました。
お諮りいたします。
委員長職務代理者の選挙方法については、単記無記名投票又は指名推薦によることになっておりますが、どちらの方法がよろしいでしょうか。
- 松川委員
指名推薦の方法がよろしいかと思えます。
- 高橋委員長
松川委員から、指名推薦による方法が良いというご意見がありました。その他のご意見はございませんか。
（「なし」の声あり）
- 高橋委員長
その他には無いようでございますので、お諮りいたします。
委員長職務代理者の選任方法について、指名推薦で行うことにご異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
- 高橋委員長
異議なしと認めます。よって、委員長職務代理者の選任方法は、指名推薦によることに決定いたしました。
それでは、推薦をお願いいたします。
- 松川委員
森田委員を推薦いたします。
- 高橋委員長
ただいま、松川委員から、森田委員が推薦されました。
その他に推薦される方はいらっしゃいませんか。
（「なし」の声あり）
- 高橋委員長
それでは、お諮りいたします。
森田委員を委員長職務代理者に指定することに、ご異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
- 高橋委員長
異議なしと認めます。よって、森田委員が委員長職務代理者に指定することに決しました。
- 高橋委員長
次に、日程第5、「議席の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。
議席の決定につきましては、委員長から各委員の議席を指定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
- 高橋委員長

異議なしと認めます。それでは委員の議席を指定いたします。各委員の議席は、現在着席している席をそれぞれ指定いたします。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

異議なしと認めます。よって、委員の議席は現在着席の議席と決定いたしました。

以上で、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。これで平成 27 年度第 8 回紫波町教育委員会臨時会を閉会いたします。

(閉 会)

(閉会 午後 4 時 15 分)